

改正後	改正前
<p>（公開買付届出書の添付書類）</p> <p>第十三条 法第二十七条の三第二項に規定する内閣府令で定める添付書類は、次に掲げる書類とする。</p> <p>一～十 （略）</p> <p>十一 第二号様式のうち「第2 公開買付者の状況」の「1 会社名称」の(1)及び(2)の記載事項に相当する事項が記載された書面（当該公開買付届出書に当該記載事項が記載されている場合を除く。）</p> <p>十二 第二号様式のうち「第5 対象者の状況」の「1 最近3年間の繰越状況等」及び「3 株主の状況」の記載事項に相当する事項が記載された書面（当該公開買付届出書に当該記載事項が記載されている場合を除く。）</p> <p>2 （略）</p> <p>（公開買付説明書の作成等）</p> <p>第二十四条 法第二十七条の九第一項に規定する公開買付届出書に記載すべき事項で内閣府令で定めるものは、次に掲げる事項とする。</p>	<p>（公開買付届出書の添付書類）</p> <p>第十三条 法第二十七条の三第二項に規定する内閣府令で定める添付書類は、次に掲げる書類とする。</p> <p>一～十 （略）</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p> <p>2 （略）</p> <p>（公開買付説明書の作成等）</p> <p>第二十四条 法第二十七条の九第一項に規定する公開買付届出書に記載すべき事項で内閣府令で定めるものは、当該事項から第三十三条第四項の規定により公衆の縦覧に供しないこととされた事項を除く。</p>

<p>一 当該公開買付届出書に記載すべき事項から第三十二条第四項の規定により公衆の縦覧に供しないこととされた事項を除いたもの</p> <p>二 公開買付者に係る事業内容の概要及び主要な経営指標等の推移の確かかつ簡明な説明（当該公開買付届出書に第二号様式のうち「第2 公開買付者の状況」の「1 会社の場合」の①及び②の記載事項が記載されている場合を除く。）</p> <p>三 対象者に係る主要な経営指標等の推移の確かかつ簡明な説明（当該公開買付届出書に第二号様式のうち「第5 対象者の状況」の「1 最近3年間の損益状況等」及び「3 株主の状況」の記載事項が記載されている場合を除く。）</p> <p>2～5 (略)</p>	<p>たものとする。</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>2～5 (略)</p>
--	---

発行種以外の種にもとる株券等の公開買付けの開示に関する円簡命令（平成11年大蔵省令第38号）

改 正 後	改 正 前
<p>第二号様式 【表紙】 【提出書類】 公開買付届出書 (略)</p> <p>第1 (略) 第2 【公開買付者の状況】(14) 1 【会社の場合】 (1) 【会社の概要】(15) (略) (2) 【経理の状況】(16) (略) (3) 【継続開示会社たる公開買付者に関する事項】(17) ① 【公開買付者が提出した書類】(18) イ 【有価証券報告書及びその添付書類】 事業年度 第 期(自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日) 平成 年 月 日 財務(支)局長に提出 ロ 【四半期報告書又は半期報告書】 事業年度 第 期第 四半期(第 期中)(自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日) 平成 年 月 日 財務(支)局長に提出 ハ 【訂正報告書】 訂正報告書(上記 の訂正報告書)を平成 年 月 日に 財務(支)局長に 提出 ② 【上記書類を縦覧に供している場所】 名称 (所在地)</p> <p>2 (略) 3 【個人の場合】 (1) (略) (2) 【本籍地】(19) (3) 【職歴】(20) (4) 【破産手続開始の決定の有無】(21)</p> <p>第3 【公開買付者及びその特別関係者による株券等の所有状況及び取引状況】 1 【株券等の所有状況】(22) (1)～(4) (略) 2 【株券等の取引状況】(23) (1) (略) 3 【当該株券等に関して締結されている重要な契約】(24) 4 【届出書の提出日以後に株券等の買付け等を行う旨の契約】(25)</p> <p>第4 【公開買付者と対象者との取引等】 1 【公開買付者と対象者又はその役員との間の取引の有無及び内容】(26) 2 【公開買付者と対象者又はその役員との間の合意の有無及び内容】(27)</p> <p>第5 【対象者の状況】(28)</p>	<p>第二号様式 【表紙】 【提出書類】 公開買付届出書 (略)</p> <p>第1 (略) 第2 【公開買付者の状況】(14) 1 【会社の場合】 (1) 【会社の概要】(15) (略) (2) 【経理の状況】(16) (略) (新設)</p> <p>2 (略) 3 【個人の場合】 (1) (略) (2) 【本籍地】(17) (3) 【職歴】(18) (4) 【破産手続開始の決定の有無】(19)</p> <p>第3 【公開買付者及びその特別関係者による株券等の所有状況及び取引状況】 1 【株券等の所有状況】(20) (1)～(4) (略) 2 【株券等の取引状況】(21) (1) (略) 3 【当該株券等に関して締結されている重要な契約】(22) 4 【届出書の提出日以後に株券等の買付け等を行う旨の契約】(23)</p> <p>第4 【公開買付者と対象者との取引等】 1 【公開買付者と対象者又はその役員との間の取引の有無及び内容】(24) 2 【公開買付者と対象者又はその役員との間の合意の有無及び内容】(25)</p> <p>第5 【対象者の状況】(26)</p>

1 【最近3年間の損益状況等】(29)

(1)・(2) (略)

2 【株価の状況】(30)

(略)

3 【株主の状況】(31)

(1)・(2) (略)

4 【継続開示会社たる対象者に関する事項】(32)

(1) 【対象者が提出した書類】(33)

① 【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第 期 (自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日) 平成 年 月 日
財務(支)局長に提出

② 【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第 期第 四半期(第 期中) (自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日)
平成 年 月 日 財務(支)局長に提出

③ 【臨時報告書】

①の有価証券報告書、②の四半期報告書又は半期報告書の提出後、本届出書提出日(平成 年 月 日)までに、臨時報告書を平成 年 月 日に 財務(支)局長に提出

④ 【訂正報告書】

訂正報告書(上記 の訂正報告書)を平成 年 月 日に 財務(支)局長に提出

(2) 【上記書類を縦覧に供している場所】

名称

(所在地)

5 【その他】(34)

(記載上の注意)

(1)～(6) (略)

(7) 買付け等を行った後における株券等所有割合

a 「潜在株券等に係る議決権の数」欄には、新株予約権証券、新株予約権付社債券、株券等信託受益証券及び株券等預託証券について株式に換算した議決権の数並びに取得請求権付株式及び取得条項付株式について潜在的に増加し得る議決権の数の合計を記載すること。

現在は対象者以外の者が発行者である株券等であっても、取得の請求等の結果、対価として交付される株券等が対象者の発行する株券等である旨の定めがなされている場合には、当該交付される株券等に係る議決権の数も含めることとする。

「公開買付者の所有株券等に係る議決権の数」及び「特別関係者の所有株券等に係る議決権の数」欄には、公開買付開始公告を行った日における公開買付者及び特別関係者の所有する株券等(令第7条第1項各号に掲げる場合に係る株券等を含む。)に係る議決権の数を記載すること。

なお、公開買付期間中に当該議決権(法第27条の5第2号に規定する申出を行った者の所有する株券等に係る議決権を除く。以下この(7)及び(22)において同じ。)の数が総株主等の議決権(法第29条の4第2項に規定する総株主等の議決権をいう。以下同じ。)の100分の1に相当する数以上増加し、又は減少した場合には、すみやかに訂正届出書を提出すること。ただし、公開買付者が当該議決権の数の増加又は減少の事実を知らず、かつ、相当な注意を用いたにもかかわらず知ることができなかった場合は、この限りでない。

b 「対象者の総株主等の議決権の数」欄には、原則として、公開買付開始公告を行った日の総株主等の議決権の数を記載すること。ただし、これが分からない場合には、直近に提出された有価証券届出書(法第2条第7項に規定する有価証券届出書をいう。以下同じ。)、有価証券報告書(法第24条第1項に規定する有価証券報告書をいう。以下同じ。)、四半期報告書(法第24条の4の7第1項に規定する四半期報告書をいう。以下同じ。)又は半期報告書(法第24条の5第1項に

1 【最近3年間の損益状況等】(27)

(1)・(2) (略)

2 【株価の状況】(28)

(略)

3 【株主の状況】(29)

(1)・(2) (略)

(新設)

4 【その他】(30)

(記載上の注意)

(1)～(6) (略)

(7) 買付け等を行った後における株券等所有割合

a 「潜在株券等に係る議決権の数」欄には、新株予約権証券、新株予約権付社債券、株券等信託受益証券及び株券等預託証券について株式に換算した議決権の数並びに取得請求権付株式及び取得条項付株式について潜在的に増加し得る議決権の数の合計を記載すること。

現在は対象者以外の者が発行者である株券等であっても、取得の請求等の結果、対価として交付される株券等が対象者の発行する株券等である旨の定めがなされている場合には、当該交付される株券等に係る議決権の数も含めることとする。

「公開買付者の所有株券等に係る議決権の数」及び「特別関係者の所有株券等に係る議決権の数」欄には、公開買付開始公告を行った日における公開買付者及び特別関係者の所有する株券等(令第7条第1項各号に掲げる場合に係る株券等を含む。)に係る議決権の数を記載すること。

なお、公開買付期間中に当該議決権(法第27条の5第2号に規定する申出を行った者の所有する株券等に係る議決権を除く。以下この(7)及び(20)において同じ。)の数が総株主等の議決権(法第29条の4第2項に規定する総株主等の議決権をいう。以下同じ。)の100分の1に相当する数以上増加し、又は減少した場合には、すみやかに訂正届出書を提出すること。ただし、公開買付者が当該議決権の数の増加又は減少の事実を知らず、かつ、相当な注意を用いたにもかかわらず知ることができなかった場合は、この限りでない。

b 「対象者の総株主等の議決権の数」欄には、原則として、公開買付開始公告を行った日の総株主等の議決権の数を記載すること。ただし、これが分からない場合には、直近に提出された有価証券届出書(法第2条第7項に規定する有価証券届出書をいう。以下同じ。)、有価証券報告書(法第24条第1項に規定する有価証券報告書をいう。以下同じ。)、四半期報告書(法第24条の4の7第1項に規定する四半期報告書をいう。以下同じ。)又は半期報告書(法第24条の5第1項に

規定する半期報告書をいう。以下同じ。)に記載された総株主等の議決権の数を記載しても差し支えない。

また、株券等が特定投資家向け有価証券(法第4条第3項に規定する特定投資家向け有価証券をいう。(28)において同じ。)である場合には、次に掲げる総株主等の議決権の数を記載しても差し支えない。

(a)・(b) (略)

c (略)

d 各欄の「議決権」(「総株主等の議決権」を除く。)には、社債、株式等の振替に関する法律(平成13年法律第75号)第147条第1項若しくは第148条第1項(これらの規定を同法第228条第1項において準用する場合を含む。)又は同法第181条第1項、第182条第1項、第212条第1項若しくは第213条第1項の規定により発行者に対抗することができない株券等に係る議決権を含むものとする(22)のaにおいて同じ)。

(8)～(16) (略)

(17) 継続開示会社たる公開買付者に関する事項

a 「(1) 会社の概要」及び「(2) 経理の状況」を記載した場合には、「(3) 継続開示会社たる公開買付者に関する事項」の記載を要しない。

b 公開買付者が継続開示会社(企業内容等の開示に関する内閣府令第1条第28号に規定する継続開示会社をいう。(32)において同じ。)に該当する者である場合には、「(1) 会社の概要」及び「(2) 経理の状況」に代えて、「(3) 継続開示会社たる公開買付者に関する事項」を記載することができる。

(18) 公開買付者が提出した書類

a 届出書の提出日において既に提出されている公開買付者の直近の有価証券報告書及びその添付書類並びにその提出以後に提出される四半期報告書(当該四半期報告書が複数あるときは、その直近のものをいう。)及び半期報告書並びにこれらの訂正報告書について記載すること。

b 公開買付期間中に、有価証券報告書、四半期報告書又は半期報告書が提出される予定である場合には、その旨(当該有価証券報告書、四半期報告書又は半期報告書の提出予定時期が記載できる場合には当該提出予定時期を含む。)記載すること。

c 「ハ 訂正報告書」については、当該訂正報告書が、いずれの書類の訂正報告書であるのかを付記すること。

(19)～(27) (略)

(28) 対象者の状況

「2 株価の状況」及び「5 その他」を除き、対象者が提出した最近の有価証券届出書又は有価証券報告書によるものとし、当該有価証券届出書又は有価証券報告書の提出年月日を明示すること。

また、株券等が特定投資家向け有価証券である場合には、対象者が提供し、又は公表した最近の特定証券情報又は発行者情報によるものとし、当該特定証券情報又は発行者情報の提供又は公表の年月日を明示すること。ただし、特定証券情報又は発行者情報にこれらの情報が含まれておらず、かつ、他の方法によりこれらの情報を把握することができない場合には、その旨を記載することによりこれらの情報を記載しないことができる。

(29)～(31) (略)

(32) 継続開示会社たる対象者に関する事項

a 「1 最近3年間の損益状況等」及び「3 株主の状況」を記載した場合には、「4 継続開示会社たる対象者に関する事項」の記載を要しない。

b 対象者が継続開示会社に該当する者である場合には、「1 最近3年間の損益状況等」及び「3 株主の状況」に代えて、「4 継続開示会社たる対象者に関する事項」を記載することができる。

(33) 対象者が提出した書類

規定する半期報告書をいう。以下同じ。)に記載された総株主等の議決権の数を記載しても差し支えない。

また、株券等が特定投資家向け有価証券(法第4条第3項に規定する特定投資家向け有価証券をいう。(26)において同じ。)である場合には、次に掲げる総株主等の議決権の数を記載しても差し支えない。

(a)・(b) (略)

c (略)

d 各欄の「議決権」(「総株主等の議決権」を除く。)には、社債、株式等の振替に関する法律(平成13年法律第75号)第147条第1項若しくは第148条第1項(これらの規定を同法第228条第1項において準用する場合を含む。)又は同法第181条第1項、第182条第1項、第212条第1項若しくは第213条第1項の規定により発行者に対抗することができない株券等に係る議決権を含むものとする(20)のaにおいて同じ)。

(8)～(16) (略)

(新設)

(新設)

(17)～(25) (略)

(26) 対象者の状況

「2 株価の状況」及び「4 その他」を除き、対象者が提出した最近の有価証券届出書又は有価証券報告書によるものとし、当該有価証券届出書又は有価証券報告書の提出年月日を明示すること。

また、株券等が特定投資家向け有価証券である場合には、対象者が提供し、又は公表した最近の特定証券情報又は発行者情報によるものとし、当該特定証券情報又は発行者情報の提供又は公表の年月日を明示すること。ただし、特定証券情報又は発行者情報にこれらの情報が含まれておらず、かつ、他の方法によりこれらの情報を把握することができない場合には、その旨を記載することによりこれらの情報を記載しないことができる。

(27)～(29) (略)

(新設)

(新設)

次に掲げるものを除き、(18) に準じて記載すること。

- a. 届出書の提出日において既に提出されている対象者の最近2事業年度に係る有価証券報告書及びその添付書類並びにその提出以後に提出される四半期報告書（当該四半期報告書が複数あるときは、その直近のものをいう。）、半期報告書及び臨時報告書（法第24条の5第4項に規定する臨時報告書をいい、当該有価証券報告書、四半期報告書又は半期報告書のうち直近に提出されたものの提出日以降届出日までの間に企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第4号又は第9号を提出理由として提出されたものに限る。）並びにこれらの訂正報告書について記載すること。
- b. 「② 四半期報告書又は半期報告書」については、これらの報告書に主要株主（法第163条第1項に規定する主要株主をいう。）及び役員の変動の記載がある場合には、その旨付記すること。
- c. 「③ 臨時報告書」については、その提出理由について、企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第4号又は第9号のうちいずれの規定に基づいて提出したのかを付記すること。

(34) (略)

(30) (略)